

2023年度 一般社団法人岐阜県社会福祉士会事業計画

<基本方針>

岐阜県における唯一の社会福祉士による職能団体としての社会的使命を自覚し、変化する社会構造に対応しつつ、地域の人々の人権を尊重し、倫理綱領や行動規範に基づいた実践が展開されるよう次の基本方針を掲げる。

- (1) 社会福祉士の専門性の向上を図るため、「学び」と「交流」の場づくりをとおして社会福祉士（又は、会員）の資質向上を目指し、倫理綱領及び行動規範に基づいた、地域に根ざした社会福祉実践を支援する。
- (2) 実践力のある社会福祉士の職能団体として、地域共生社会の創造を目指し、社会の期待に応えていくため関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築を推進する。
- (3) 様々な生きづらさを抱える人々に対してのソーシャルワーク実践を通して、地域の実情を把握するとともに、調査研究や提言活動を展開する。

<重点項目>

(1) 組織率の向上と組織基盤の強化

社会福祉士の職能団体として、「学び」と「交流」の場づくりをとおした魅力ある活動を開いていく。特に支部や委員会において、地域や専門分野を軸とした活動から入会促進へと広がりを目指していく。また、事業推進部による事業（事業担当、青年担当、組織強化担当、学術誌編集担当）をとおして、会員や未会員の社会福祉士への発信力を高め、組織基盤の強化に取り組む。委員会と部会においては、理事会との関係強化のために担当理事を配置し、活動がさらに活発に展開していくことを目指す。

生涯研修センターは、基礎研修の運営とともに入会の動機づけの役割を果たしていく。権利擁護センターばあとなあ岐阜は、権利擁護に関する実践を展開するとともにその役割を果たす人材育成を推進する。

組織率の向上には、会員の協力を得ながら、本会の活動の紹介や入会促進キャンペーンなど入会呼びかけのメッセージの入ったパンフレット等を活用し、あらゆる機会をとらえ本会活動の周知を図る。

(2) 地域に根ざした社会福祉実践の支援

様々な生きづらさを抱える人たちに対して、地域のソーシャルワーク実践を重視し、支部活動や委員会活動、権利擁護センターばあとなあ岐阜の事業を通じて、本会会員が地域で取り組んでいる社会福祉実践を支援することで、それぞれの機能の充実を図る。また、成年後見制度利用促進基本計画を受け、県内市町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の運営が始まっており、アセスメント・受任者調整会議等に委員を派遣する。

公職委員推薦については、社会福祉士がその地域や分野で能力を発揮する場でもあり、本会として適切な人材を派遣することが求められている。希望する会員が名簿登録し、調整が図れるようワーキンググループで運用方法について検討しているが、本年度より運用を開始する。

当会にて実施する研修や活動への参加を通したネットワークの活用や社会福祉士会としての倫理綱領の順守は、地域での専門性のある活動に必須である。支部や委員会、権利擁護センターばあとなあ岐阜においては、会員の専門性の維持向上に努めるため、倫理綱領及び行動規範の周知に向けた取り組みをする。会員の業務に対して苦情があった場合、倫理委員会を組織し、処分を科すことがある。不当な苦情であった場合、会員を守る役割を果たす。

(3) 関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進

連合体組織としての日本社会福祉士会や都道府県社会福祉士会と連携し、利用者の権利擁護やニーズの多様化・複雑化・高度化に対応した質の高いサービスを提供できる実践力のある職能団体として、社会の期待に応えていく。特に東海四県社会福祉士会間においては様々な情報共有し相互の連携を図る。併せて、県内においても岐阜県や市町村、岐阜県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、岐阜県弁護士会、岐阜県司法書士会、岐阜県ソーシャルワーカー協会、岐阜県精神保健福祉士協会、岐阜県居宅介護支援事業協議会、岐阜県相談支援事業者連絡協議会等、関係機関・団体との連携と更なるネットワークの強化を図る。

事業推進部を中心に、「ソーシャルワーカーデー2023 in 岐阜」を実施し、ソーシャルワーカーの専門性と地域での活躍の様子を具体的に地域住民に周知する機会として活用する。

多様な関係機関・団体・東海北陸ブロックソーシャルワーク教育研究協議会等の協力の下、これからの中を担う世代への発信を強化し、県内におけるソーシャルワーカーの役割について認知度の向上を図る。

(4) 委託事業の機能充実・強化

「岐阜県障害者権利擁護センター」は、「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)により規定されている使用者(雇用主など)による虐待に関する通報又は届出や相談等の対応窓口となっている。法律施行日から岐阜県より委託を受けて、専任職員を配置し、県内5圏域に窓口と担当者を配置し、相談対応を行う。

「岐阜県障がい者差別解消支援センター」は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)により規定されている。公的機関として市町村職員の障がい者差別に関する専門的な相談技能の向上と、障がい全般に関する相談窓口や福祉事業所、民生・児童委員等、また民間事業所、労働・教育機関等への法律や相談事例等の周知、併せて研修会の開催を行い、必要な支援及び助言、法の普及啓発、連携を図る。

「高齢者権利擁護センター」は、権利擁護相談窓口の設置を行い、市町村が行う虐待対応等困難事例への対応における支援、虐待防止ネットワークの構築などを通じて、高齢者虐待防止・権利擁護対応にかかる市町村及び地域包括支援センターの対応力向上を目指し、法の普及啓発、連携体制の強化を図る。

(5) 災害時に対する公益的活動の強化

東海・東南海地震等の災害に備えて、岐阜県及び関係機関と連携を図り、福祉に関する災害対策の仕組みづくりへの参画や、災害時には積極的に社会福祉士としての専門知識および技術を発揮して協力することで社会貢献を果たす。併せて、災害発生時には「東海四県社会福祉士会の連携に関する包括的協定書」に基づき必要な支援を行う。

岐阜県が推進する災害派遣福祉チーム「岐阜DWAT」ビギナー研修、ミドル研修、アドバンス研修、演習訓練、情報伝達訓練に会員を参加させるとともに、講師として運営に協力する。DWATメンバーとして、参加する社会福祉士の拡大を目指す。

(6) 新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大防止対策

新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大防止については、引き続き必要な対応を行っていく。対面での研修等の開催を基本として事業を行っていくが、県等のガイドラインに基づき配慮をしながら展開していく。

研修等でオンラインの開催ができるよう機材を揃えたため、その利便性を活かして1つの手段として活用していく。